

令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業 小学生向け観光副読本制作業務（企画競争）募集要領及び仕様書 公募型プロポーザルへの質問及び回答

令和8年9月9日

新潟県観光文化スポーツ部観光企画課

番号	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
1	仕様書・5(3)イ	1 副読本の仕様について 副読本について、想定されているページ数や判型（A4判等）がありましたらご教示ください。	副読本（最終版）のページ数については、仕様書において「20ページ程度」としてあります。なお、判型及び縦横の指定はありません。
2	仕様書・5(3)ウ	2 児童用デジタル端末および閲覧環境について 児童が副読本を閲覧する際に使用するデジタル端末について、端末の種類（タブレット端末、ノートPC等）、主な画面サイズ、OS等をご教示ください。 また、電子ブックの形式に指定がありましたら、併せてご教示ください。 そのほか、端末を縦向き・横向きのいずれで使うことが多いかなど、現時点で想定されている閲覧方法がありましたらご教示ください。	県内小学校で使用されている端末については、下記のとおりです（導入予定を含みます）。 ・端末の種類：タブレット、コンバーチブル、デタッチャブル ・主な画面サイズ：10.9インチ、11.6型、10.95型 ・OS：iPadOS、ChromeOS 電子ブックの形式についても特定の形式は指定しておらず、仕様書に記載のとおり「オンラインで閲覧可能なデジタルブック形式」かつ「児童用端末で再生可能な形式」としてください。 また、縦向き・横向き等の閲覧方法についても指定はありません。
3	仕様書・5(3)ウ	3 印刷での使用について 副読本は、学校や児童が紙に印刷して使うことも想定されていますでしょうか。 また、印刷での使用を想定されている場合、学校のプリンター等によるA4判・モノクロでの出力を考えた紙面設計が必要でしょうか。	印刷利用を前提とした要件や、モノクロ印刷対応等の指定はありません。 ただし、PDF形式でも納品いただくことから、学校現場での活用可能性も考慮し、必要に応じてご提案ください。
4	仕様書・5(2)、 仕様書・5(4)	4 教員向け手引きについて 教員向け手引きについて、想定されているページ数・判型がありましたらご教示ください。	教員向け手引きについて、ページ数及び判型の指定はありません。
5	仕様書・4	5 県が保有する写真・図版等の提供について 県が保有する写真、また、県内市町村、観光協会、観光施設等が保有する写真素材について、県から提供または使用に関する調整をいただくことは可能でしょうか。	ブランドコンセプトブックに係るブランドビジュアル（写真素材）は、所定の手続により使用可能です（別途ご案内いたします）。 それ以外の県保有写真や、市町村・観光協会・観光施設等が保有する素材については、一律の提供を保証するものではありません。個別の可否については、契約後に協議となります。
6	仕様書・9(1)	6 受託者が用意する写真・イラスト等について 受託者が適切な利用許諾を得た有料写真素材（ストックフォト等）や、受託者が著作権を有する写真・イラスト等を使用することは可能でしょうか。	適法な利用許諾を得た写真素材（ストックフォト等）や、受託者が著作権を有する写真・イラスト等を使用することは可能です。 なお、成果物の著作権は県に帰属することから、使用素材についても成果物として必要な利用が可能となるよう権利処理を行ってください。

番号	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
7	該当箇所なし	7 「トッキッキ」の使用について 紙面で新潟県マスコットキャラクター「トッキッキ」を使用することは可能でしょうか。	「トッキッキ」の使用については可能です（詳細は、以下URLよりご確認ください）。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kouhou/1269902195126.html
8	仕様書・8(4)	教員との内容検討について、対象となる学校数・教員数の規模、及び実施予定時期・回数の目安をご教示いただきたい。	教員との内容検討は県が実施しますが、対象校数・教員数、及び回数については現在調整中です。実施時期については、暫定版提出後からモデル授業版作成までの期間に実施することを想定しています。
9	仕様書・8(6)	モデル授業等(モデル授業又は県政出前講座)について、実施予定の学校数・回数の見込みをご教示いただきたい。また、受託者がモデル授業のオブザーブ参加、又は記録(録画等)データの確認を行うことは可能か。	モデル授業又は県政出前講座の実施を予定していますが、現時点で学校数及び回数は未定です。 受託者は教材データ提供や技術的助言等を行うこととしていますが、オブザーブ参加や録画データの提供の可否については、学校との調整や個人情報保護の観点を踏まえて個別に判断します。
10	仕様書・5(4)イ、 仕様書・4	教員向け手引きに含む「各授業回での使い方・進め方」について、想定される授業のコマ数及び時間の目安をご教示いただきたい。	授業コマ数や時間について、概ね1～2コマ（1コマ45分）を想定しています。
11	仕様書・8(4)	教員との内容検討について 仕様書では、委託者が教員との内容検討を実施し、受託者はその意見を踏まえて成果物へ反映する旨が記載されていますが、受託者は副読本（暫定版）及び教員向け手引き（暫定版）の提出後、内容検討会への出席・運営等は不要との認識でよろしいでしょうか。 また、暫定版の提出期限が令和8年11月13日、モデル授業版の提出期限が令和9年1月15日となっていることから、内容検討会の開催時期、受託者への意見共有時期及び実施回数について、現時点で想定されているスケジュールをご教示ください。	内容検討会運営は不要ですが、意見内容の正確な共有や成果物への反映のため、必要に応じて参加をお願いする場合があります。 また、内容検討会の開催時期、意見共有のタイミング及び回数については、現時点では未定です。暫定版提出後からモデル授業版作成までの期間に実施することを想定しています。
12	仕様書・5(3)イ、5(3)ウ	副読本の判型等について 副読本について、仕様書では20ページ程度、PDF及びデジタルブック形式での納品とされていますが、判型（A4、B5等）や縦型・横型について指定はありますでしょうか。指定がない場合は、提案者側から最適な仕様を提案するとの理解でよろしいでしょうか。また、将来的に印刷物としての展開・配布を想定して制作する必要があるかについてもご教示ください。	判型及び縦型・横型について指定はありませんので、最適と考えられる仕様をご提案ください。 また、印刷物としての展開・配布につきましては、教育効果、副読本の普及・活用促進等につながるものとして、予算の範囲内で独自のご提案等を妨げるものではありません。

番号	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
13	仕様書・4	副読本の判型等について 本業務は制作期間が限られていることから、雪景色や夏季の景観、季節性のある観光資源等については、制作期間中に新規撮影することが困難な場合が想定されます。 その場合、新潟県又は県関係機関が保有する観光写真・地域資源等の写真素材について、受託者へ提供いただくことは可能でしょうか。 また、提供可能な場合、利用できる写真素材の範囲や使用条件等についてもご教示ください。	ブランドコンセプトブックの写真素材は所定の手続により使用可能です（別途ご案内いたします）。 それ以外の県保有写真や、市町村・観光協会・観光施設等が保有する素材については、一律の提供を保証するものではありません。個別の可否については、契約後に協議となります。
14	仕様書・4、 仕様書・5(1)イ	（1）副読本（暫定版）の制作 イ 内 容 少なくとも下記の内容を具備したものとすること。 ・新潟の観光資源（「大地と雪の恩恵」を象徴する山・川・海の暮らしと歴史） ・観光ブランドコンセプト「大地と雪の恩恵」_本当の豊かさは、新潟（ここ）にある。」の考え方 ↓ 仕様書に上記の記載がありますが、副読本の制作にあたり、掲載する観光関連の写真・画像データは貴庁（貴社）よりご提供いただけるのでしょうか。あるいは、受注者側ですべて用意（撮影、素材購入など）する必要があるかご教示ください。	ブランドコンセプトブックに係るブランドビジュアル（写真素材）は申請により使用可能です（別途ご案内いたします）。 それ以外の県又は関係機関保有素材については、個別に調整可能な場合がありますが、提供を保証するものではありません。利用可能な素材や条件については契約後の協議とします。

番号	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
15	仕様書・5(3)ウ	(3) 副読本（最終版）の制作 ウ 成果物のデータ形式 オンラインで閲覧可能なデジタルブック形式（WEB記事等も含め一連の流れで読めるもの）及びオフラインで閲覧可能なPDF形式の両方とする。 なお、現在小学校では全児童にデジタル端末を貸与しているため、これらで再生可能なデータ形式とすること。 ↓ 本業務の成果物はデジタルブック形式（およびPDF）とのことですが、将来的にこれらを冊子（紙媒体）として印刷・利用する想定はございますでしょうか。冊子利用の有無によって、誌面のレイアウト設計（見開き前提か等）が異なるため確認させてください。 それとも、今後もデジタルブック形式のみでの利用になりますでしょうか。 また、デジタルブック形式で活用する場合、デジタルブックの仕様（特定の閲覧プラットフォームの指定、クラウドサービスもしくは県のサーバーでの運用等）について、現時点で決定している仕様がございますらご教示ください。	印刷物としての利用につきましては、教育効果、副読本の普及・活用促進等につながるものとして、予算の範囲内で独自のご提案を妨げるものではありません。 また、デジタルブックの閲覧プラットフォームや運用環境については、仕様書に記載のとおり、オンライン閲覧が可能であり、かつ児童用端末で利用可能な形式をご提案ください。
16	仕様書・5(5)、 仕様書・6 委託限度額、 募集要領・8(3)審査基準	(5) 話題性づくり・普及促進 副読本を子どもたちの学習教材として活用するだけでなく、その制作・活用自体を話題化し、子どもを起点として、保護者や地域住民等の他世代にも本県の観光の魅力への関心を広げるための取組を提案・実施すること。単なる周知等にとどまらず、幅広い世代への波及が期待できる効果的な手法を検討すること。具体的な手法・スケジュールは企画提案の中で明示すること。 ↓ 仕様書に「本県の観光の魅力への関心を広げる」とありますが、この話題づくりのメインターゲットは「新潟県民（地域住民）」と「全国（県外）」のどちらを想定されていますでしょうか。 また、話題性や普及促進において各種広告媒体（WEB広告、SNS等）を利用する場合、それらに関わる媒体費用・出稿費などは今回の委託料（予算枠）に含めるべきか、あるいは委託料とは別枠（または受注者の持ち出しなし）となるかご教示ください。	本事業では、児童を起点として、保護者や地域住民等へ本県の観光の魅力への関心が広がり、県民理解の促進につながることを期待しています。 一方で、県内・県外のいずれかを優先的なターゲットとして想定しているものではなく、審査基準においても「県民や県外の関係者にも本県の観光ブランドや新潟の魅力が広く認知されるような仕掛け」を評価対象としており、県内外への波及・発信を含め、効果的なターゲット設定や話題づくりについてご提案ください。 また、WEB広告やSNS活用等を提案する場合は、原則として必要経費を見積額に含めてください。